

住民登録によらない給付のスキーム（特例措置）

0.スキームの概要

基本的には、住基ネットおよび戸籍附票を照会して住民票の状況を把握する。住民票が削除されていた場合、本籍地自治体と最終（住民）登録自治体で給付を記録して2重払いを防ぐスキームです。

1.基本スキーム

①申出書などの作成

路上生活者が居住する自治体が専用窓口などを設置する。自治体の巡回相談、民間支援団体の夜回りなどで申出書などを書き取る。その際、これまで住民票が存在している可能性のある住所や本籍や所持している本人確認書類などを記録する。

②住基ネットによる確認

居住自治体が、名前、生年月日などから住基ネットを閲覧し、当該者の住民票が存在しているか、削除されているかの確認を行う。

住民票が存在している場合は、登録自治体から居住自治体に対する、申請書の送付、現金書留などによる給付金の送付など、居住自治体において当該者が手続きを完了できるように便宜を図る。

③住所の削除前記録などがある場合

・住基ネットで住所の削除前記録や転出前記録が確認できた場合、居住自治体が最終登録自治体に申出書などを送付する。住民票の除票が存在している場合は、最終登録自治体が本籍地自治体に申出書などを送付する（必要があれば本籍地自治体は戸籍の附票で最終登録地の確認を行う）。

最終登録自治体および本籍地自治体は、保存された申出書などを照会して二重給付を防ぐ。

・本籍地自治体または最終登録自治体が、住民票の削除および未給付の証明を居住自治体に送る。それを受け、居住自治体が本人確認の上、当該者に申請書の発行し給付金を支給する。

④住基ネットに住所の削除前記録などもない場合

居住自治体が申出書などから当該者の本籍を探索する。

・居住自治体が本籍地自治体に申出書などを送付する。また、本籍地自治体が戸籍の附票により判明した最終登録自治体に申出書などを送付する。

・本籍地自治体および最終登録自治体は、保存された申出書などを照会して二重給付を防ぐ。

・最終登録自治体が居住自治体に対して、住民票の削除および未給付の証明を送る。それを受け、居住自治体が本人確認の上、当該者に申請書を発行し給付金を支給する。

2、住基ネットに削除前記録もない、その他のケース

①戸籍附票は破棄されているが戸籍が残っている場合

居住自治体が本籍地自治体に申出書などを送付し、本籍地自治体の未給付の証明を受けて、本人確認の上、当該者に申請書を発行し給付金を支給する。

②死亡届などで戸籍が削除されているが本籍地が分かっている場合

親族の戸籍に当該者の記録が残っているため、親族の戸籍を参照し当該者に親族関係の聞き取りを行い、本人確認を行う。以下、2①と同じ。

③特別永住者の場合

居住自治体が出入国管理庁に保管されている「出入国記録マスタファイル」に公用照会をかけて、最終登録地などを確認する。確認されたら、出入国管理庁と最終登録自治体に居住自治体が申出書などを送付する（確認できない場合は、出入国管理庁のみ）。出入国管理庁または最終登録自治体から未給付の証明書を居住自治体は受け取る。それを受けて、居住自治体が本人確認の上、当該者に申請書の発行し給付金を支給する。

④本籍も最終住民登録地も不明な場合

詳細な聞き取りや調査によっても本籍などが判明しなかった場合、福祉事務所窓口の相談カードや公園課職員・管理事務所職員などの記録や記憶により、当該者が永年に渡って同所で野宿をしていることが明らかであることをもって、給付金を支給する。また、近隣自治体の給付金担当に共有して二重給付を防ぐ。

3. その他の2重給付対策

① 新たな住民登録への対応

上記、特例措置開始以降に、住民登録が削除された人から新たな住民登録の申請があった場合、直ちに本籍地に通知し特例措置を受けていないか、特例措置以降に転籍していないか、を調べる。

② 特例措置を新たな住民登録と期間を分けて実施する

現状の給付金申請が完了してから、住民登録が削除されて給付を受けていない者に対して特例措置を行う。

4. 期限の延長

特例措置の周知や申請は現在の期限内で実施するのは難しいため、必ず期限を延長すること。また住民票がある路上生活者に対しても、現在周知、申請を期限内で終わらせることは難しいため申請の期間の延長を行うことを求める。